

## あいち電子自治体推進協議会における 準会員の取扱いの一部改正

### 1 内容

準会員の入退会手続については、平成16年度第2回定期総会決定事項（平成17年3月25日）として定められ、前年度9月末までに申し出をすることとされているが、次年度予算や他団体の負担金への影響を考慮し、入退会の申し出を2か月早めることとし、合わせて現状行っている事前相談を義務付けることとする。

### 2 改正後の取扱い

別紙（案）のとおり。

### 3 新旧対照表

改正後	改正前
<p>（協議会への入退会手続）</p> <p>1 準会員として協議会に入会し、または退会する場合は、入退会を行う前年度の <u>6月末までに事前相談を行ったうえで、7月末までに協議会に申し出を行い、前年度の総会で承認を得るものとする。</u></p> <p>2 略</p>	<p>（協議会への入退会手続）</p> <p>1 準会員として協議会に入会し、または退会する場合は、入退会を行う前年度の <u>9月末までに協議会に申し出を行い、前年度の総会で承認を得るものとする。</u></p> <p>2 略</p>

### 4 参考

#### あいち電子自治体推進協議会会則（抜粋）

##### （総会）

##### 第9条

8 総会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他協議会の運営に関する重要な事項

##### （幹事会）

##### 第10条の2

4 幹事会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

## あいち電子自治体推進協議会における準会員の取扱いについて（案）

平成17年3月25日  
平成16年度第2回定期総会決定  
令和8年3月24日(変更)  
令和7年度第2回定期総会決定

### （準会員の参加基準）

会則第3条に定める準会員は、県内に事務所を置く次の各号のいずれかに該当する団体で、協議会が行う特定の事業のみに参加するものとする。

- (1) 地方自治法第1条の3に定める地方公共団体のみで設立された団体
- (2) 同条に定める地方公共団体のみが出資(出捐)する団体
- (3) その他準会員として総会において特に承認された団体

### （協議会への入退会手続）

- 1 準会員として協議会に入会し、または退会する場合は、入退会を行う前年度の6月末までに事前相談を行ったうえで、7月末までに協議会に申し出を行い、前年度の総会で承認を得るものとする。
- 2 年度途中の入退会は、認めない。

### （負担金支払の免除）

上記「準会員の参加基準」(1)に定める団体が準会員として事業に参加する場合で、当該団体の構成団体すべてが会員として当該事業に参加している場合は、負担金の支払いを免除するものとする。

ただし、参加に伴うシステム改修費用等の実費相当分は当該団体が負担するものとする。